

会員各位

令和元年 9 月
ヒーロースイミングスクール

消費税法改正に伴う対応についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素より当スクールをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

さて お客様におかれましてはご高承のとおり、このたび消費税法が改正により令和元年 10 月 1 日より消費税が 8%から 10%に引き上げられることとなりました。つきましては、下記の通りスクール会費など新税率にて対応させていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 月会費

スクール月会費に適用されるサービス提供(役務提供)の適用税率は、お支払日に関係なく当スクールのサービスをご利用される期間(ご利用月)が対象となります。

当スクール月会費のお支払方法が前納制となっている関係上、令和元年 10 月度の月会費より 10%の消費税率適用となりますので、ご承知おきください。

2. 入会金・年会費

令和元年 10 月度より開始される入会金・年会費、また 10 月度以降更新される年会費より、10%の消費税率適用となります。

3. その他

物品販売等につきましては、令和元年 10 月 1 日より 10%の消費税率適用となります。

以上